

国内外における品種保護をめぐる情勢



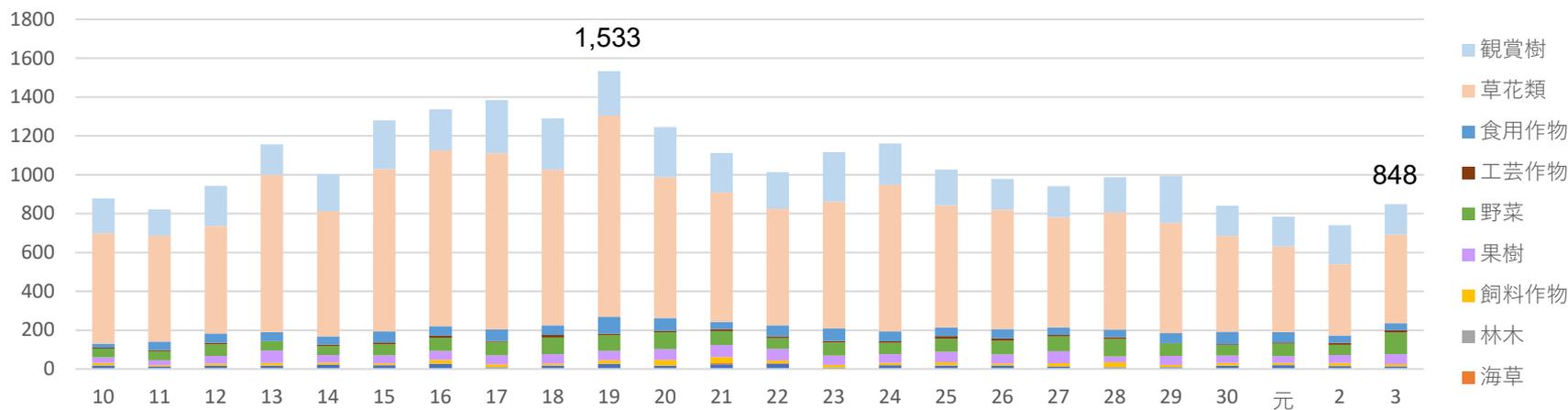
令和4年12月9日

農林水産省
輸出・国際局

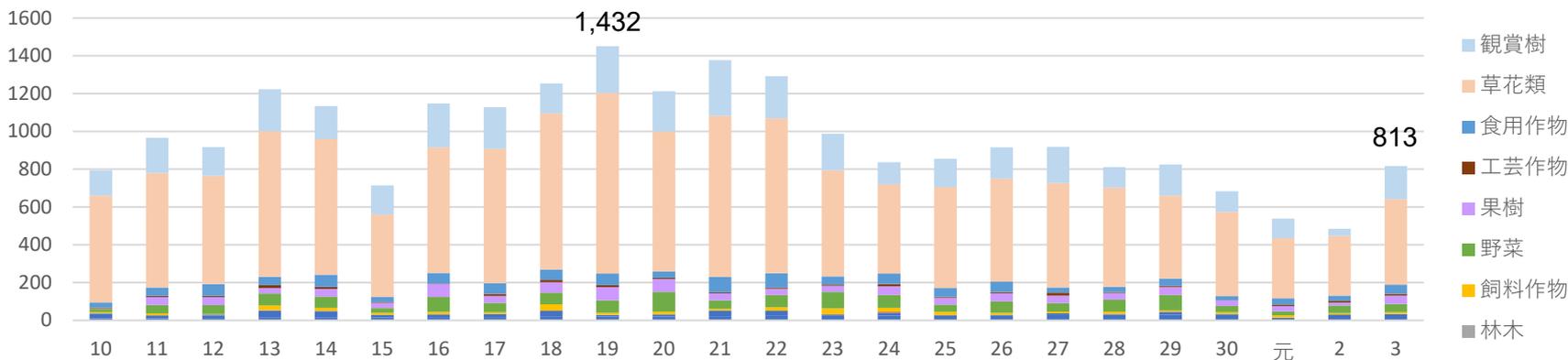
1 新品種の出願・登録の状況

- ・ 出願件数は、平成19年度の1,533件をピークに減少傾向。令和3年度の出願件数は848件。
 - ・ 登録件数も、平成19年度の1,432件をピークに減少傾向。令和3年度の登録件数は813件。
- ※令和3年4月1日、改正種苗法一部施行。

(1) 出願件数の推移



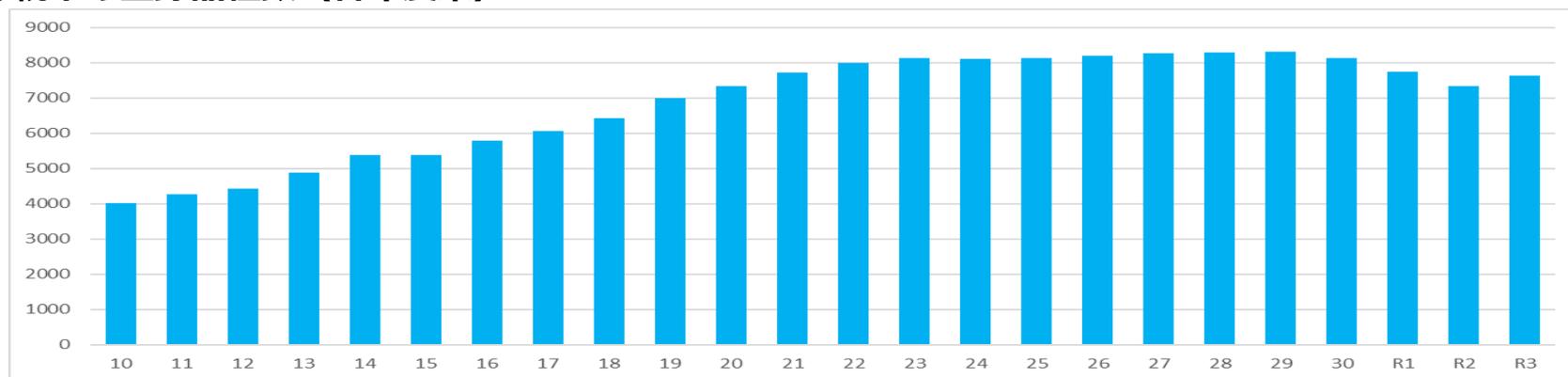
(2) 登録品種数の推移



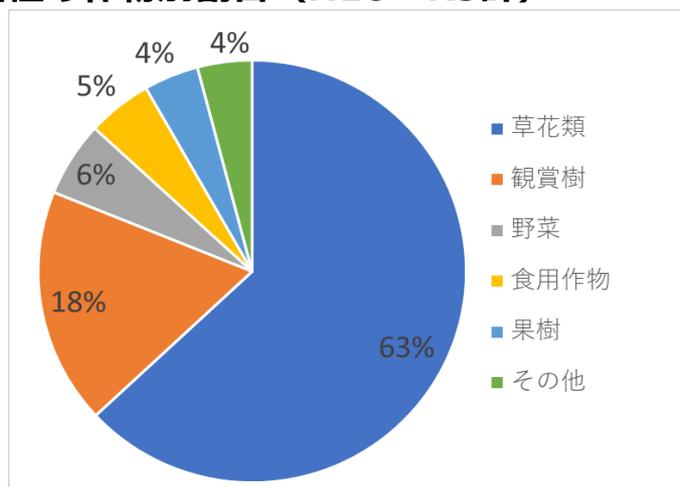
2 登録品種の状況（作物別、権利者別）

- 令和3年度末の**有効登録品種**（現在権利存続中の品種）数は**7,444品種**
- 平成10年度以降の**登録累計**は**22,846品種**（令和3年度末時点）
- これまで登録された累計登録品種を作物別にみると、草花類(63%)、観賞樹(18%)、野菜(6%)の順で多く、また権利者の類型別にみると、種苗会社（56%）、個人（25%）、都道府県等(9%)の順で多くなっている（外国での育成品種を含む。）

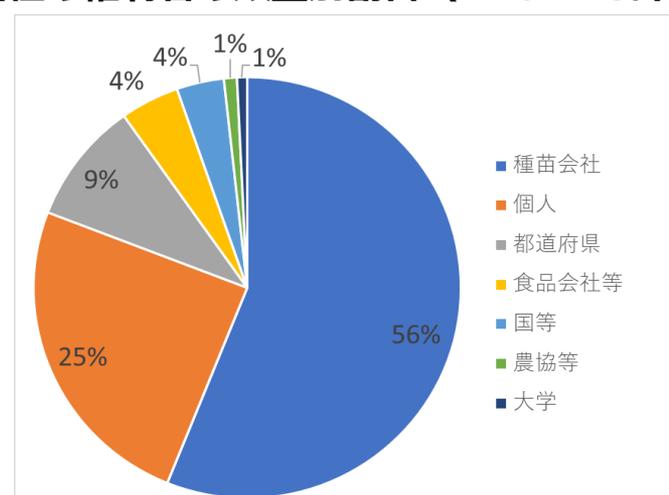
権利存続中の登録品種数（各年度末）



登録品種の作物別割合（H10～R3計）



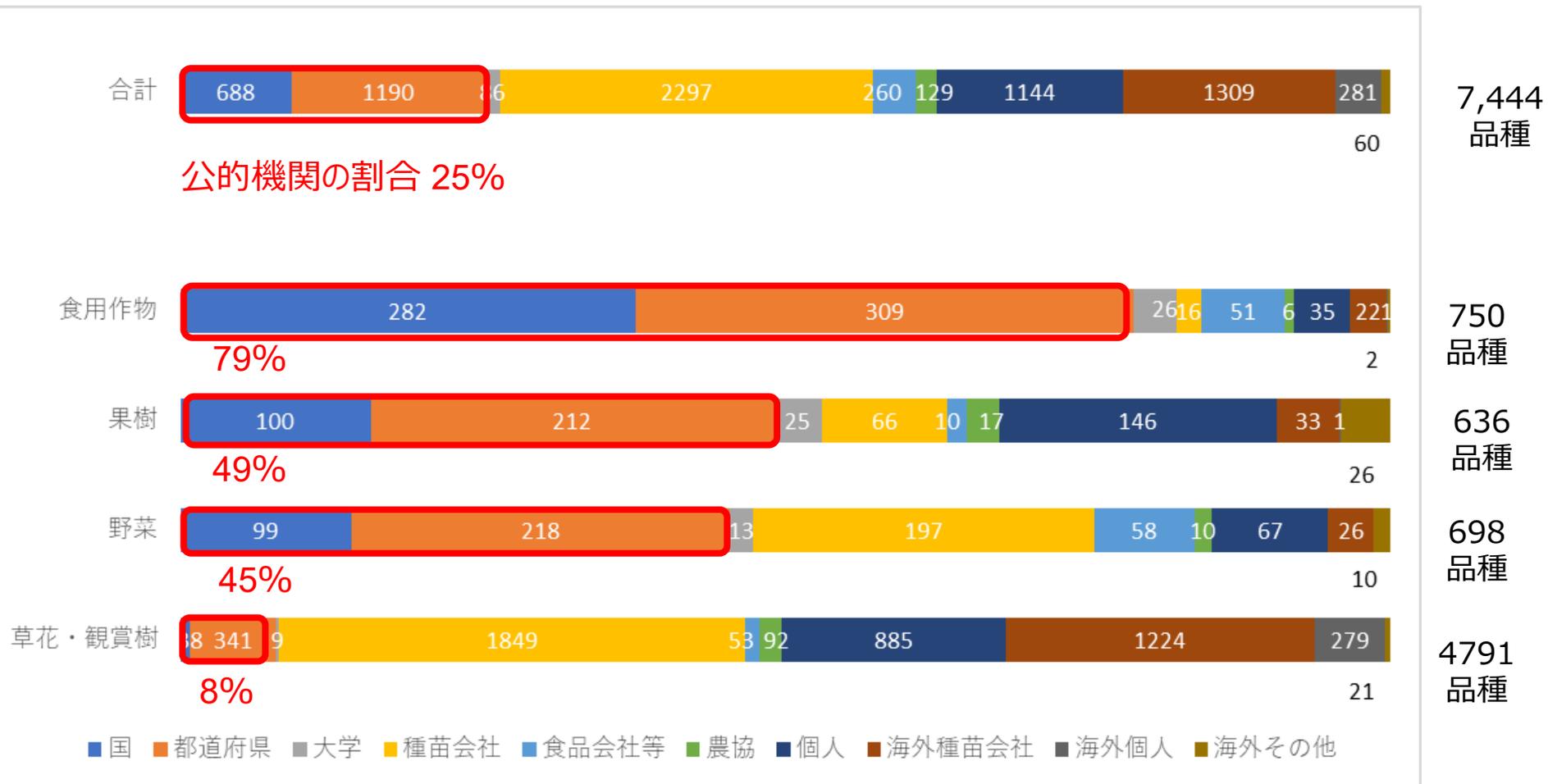
登録品種の権利者の類型別割合（H10～R3計）



3 植物新品種開発における公的機関の役割

- ・現在の権利存続中の品種数は7,444品種（令和3年度末）。
- ・作物別に見た場合、農業上重要な食用作物※や果樹では、公的機関の開発した品種が大きな割合を占めている。

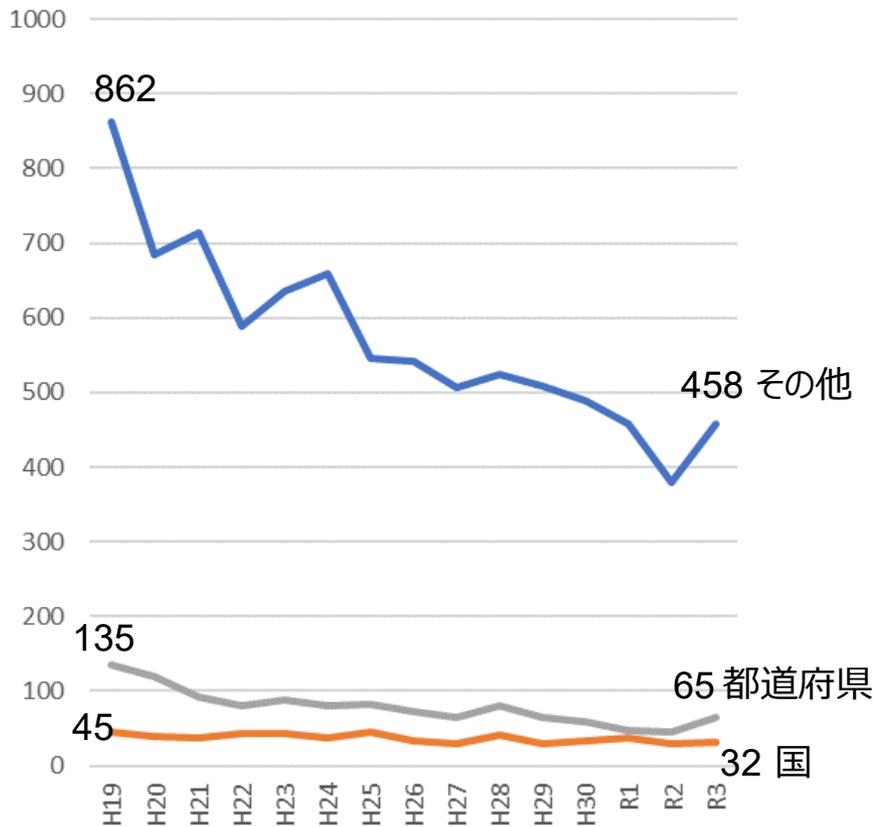
※稲、麦類、豆類、雑穀類などの穀物（観賞用、野菜用を除く）、かんしょ、ばれいしょ等のいも類



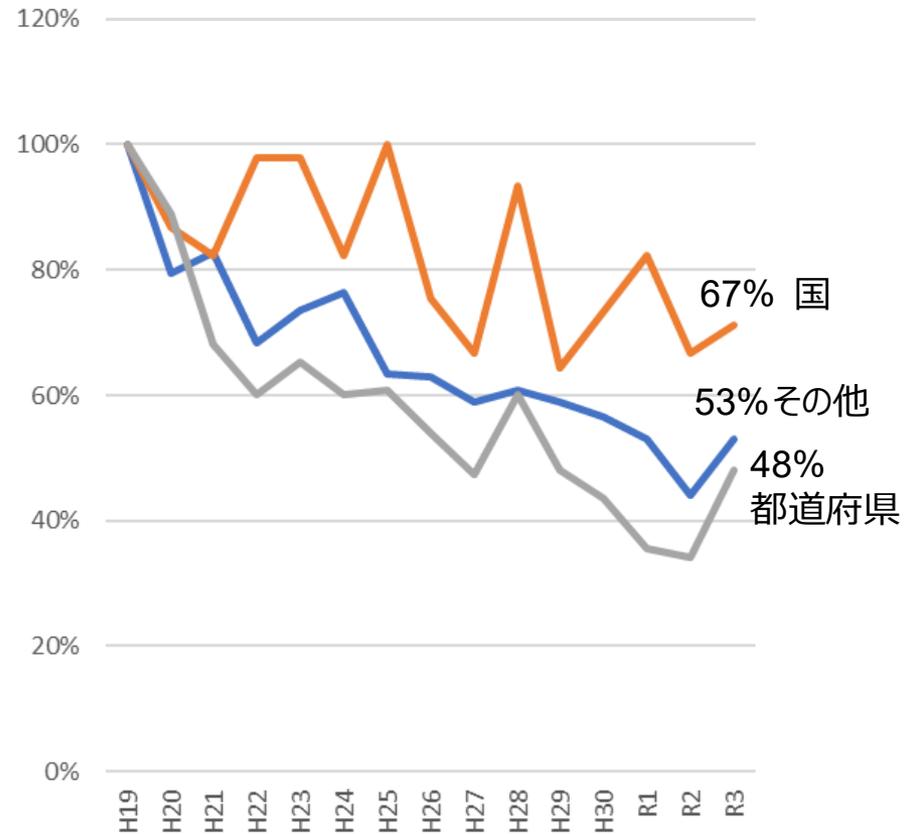
4 我が国における開発主体別の品種登録の出願状況

- 品種登録の出願件数は全体として減少傾向にある。
- 特に都道府県による出願はピーク時の5割程度に減少。

品種登録出願数の推移



品種登録出願数のピーク時（平成19年）からの減少率

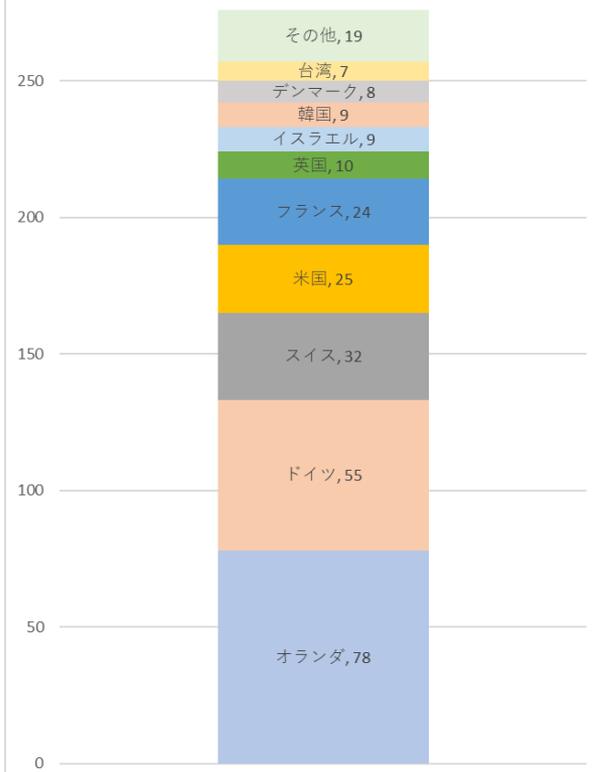


5 外国育成品種の国別出願状況

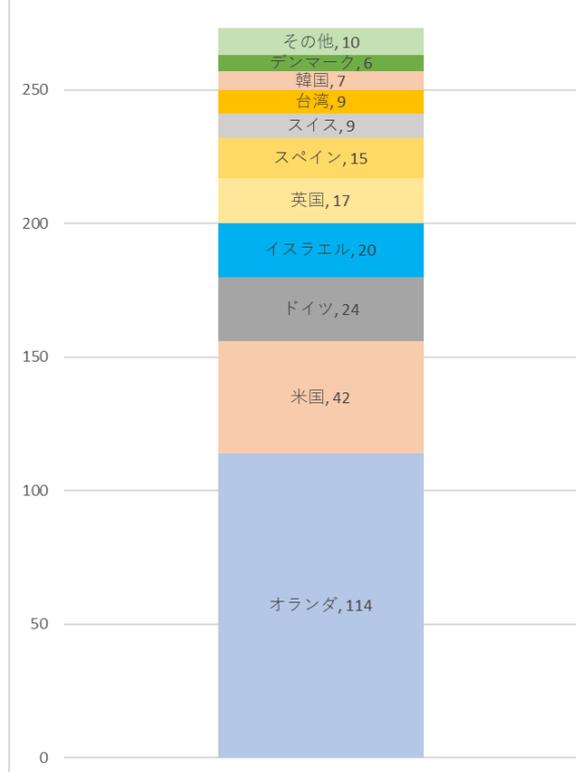
- ・海外育成品種の国別出願状況を見ると、オランダ、ドイツ、米国が上位を占めている。
- ・年によって増減はあるが、オランダからの出願が最も多い。

海外育成品種の国別割合

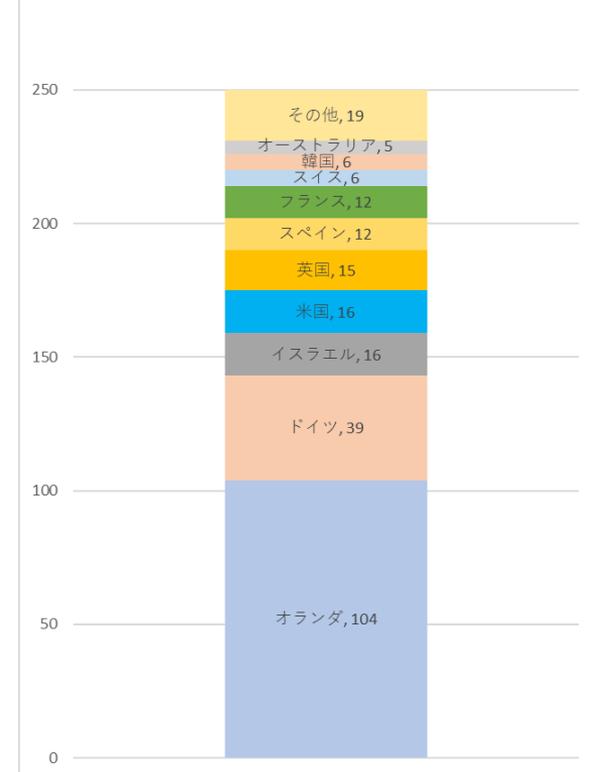
2011年海外育成の割合



2016年海外育成の割合

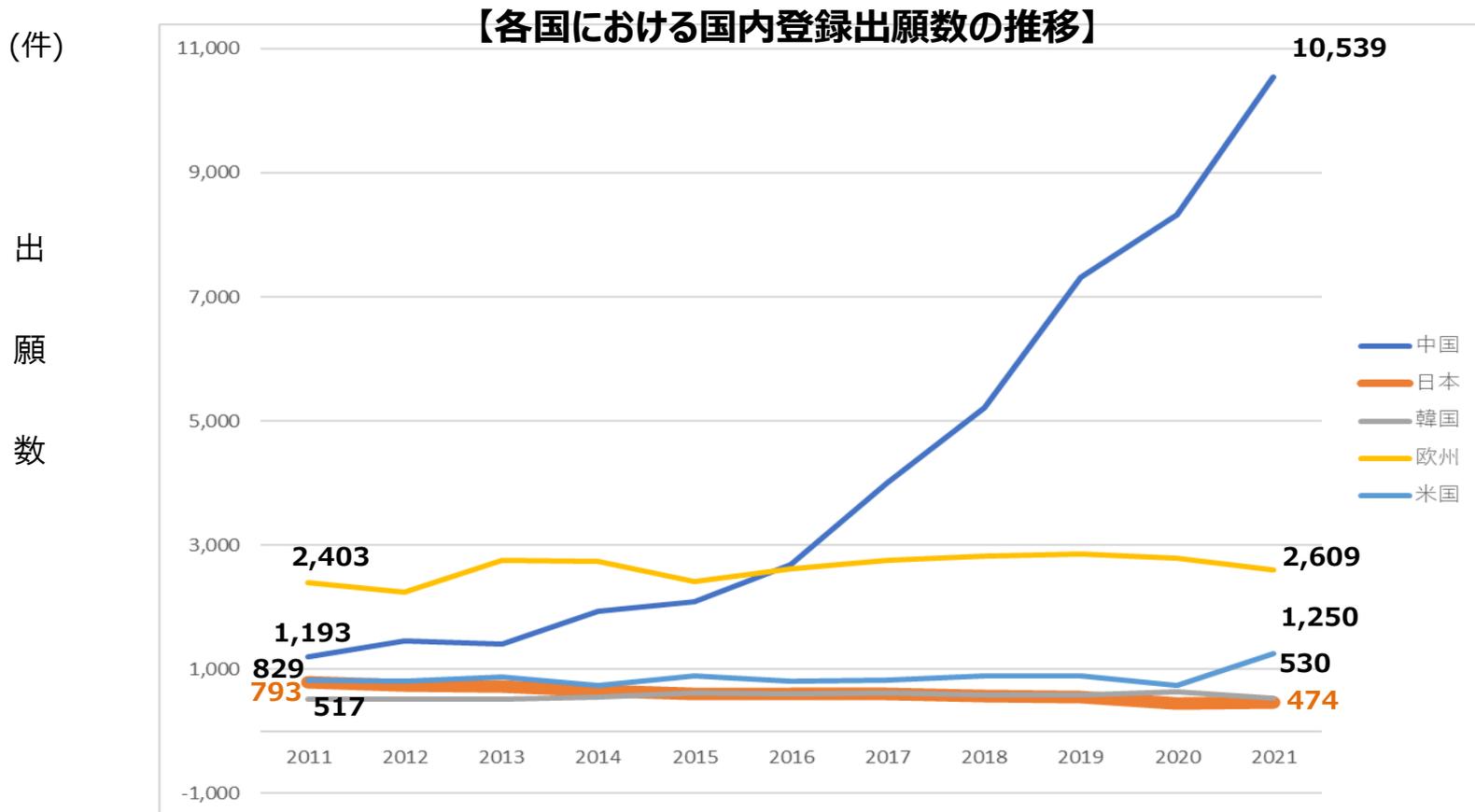


2021年外国育成の割合



6 主要国における新品種の出願の状況

- 主要国の各国内への出願状況を見ると、近年、中国が最も多く10,539件とEUの2,609件の約4倍。
- 我が国では新品種の出願数が減少傾向にある。優良な新品種は我が国農業の強みの源泉でもあり、日本農業の競争力にも影響が懸念。
- 品種開発の促進には、研究開発の支援や知的財産権の保護など、投資環境の改善が不可欠。



出典：UPOV理事会資料（暦年）
※“Residents”を国内出願分として集計

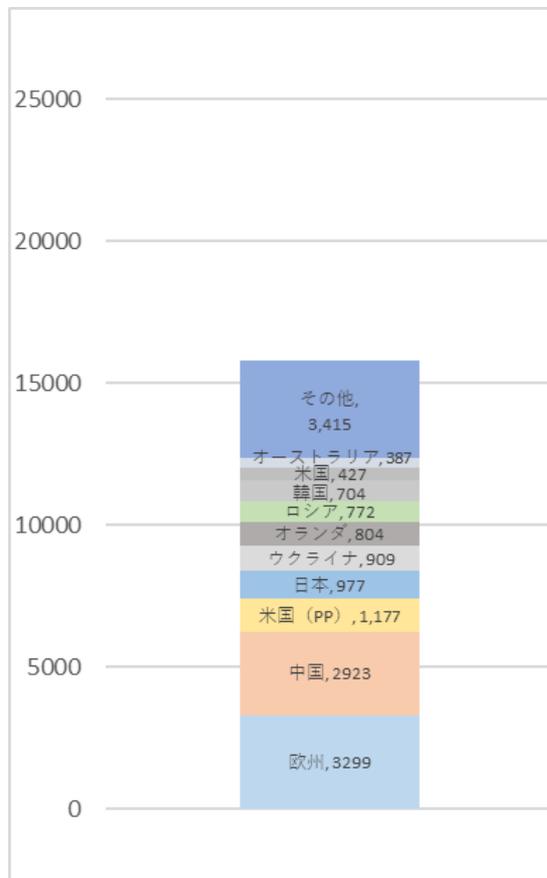
(参考) UPOV加盟国における出願状況の推移

2011年、2016年、2021年におけるUPOV加盟国のうち、上位10カ国の出願の推移

2011年



2016年



2021年



出典：UPOV理事会資料（暦年）

注：欧州（28カ国）は域内共通の品種保護制度を有する。

(参考) UPOV加盟国における登録の状況

2021年におけるUPOV加盟国のうち、上位10カ国

登録

順位	国	登録数	全体に対する割合
①	中国	3,979	26%
②	欧州	2,853	19%
③	アメリカ	1,609	11%
④	ウクライナ	1,161	8%
⑤	オランダ	624	4%
⑥	ロシア	606	4%
⑦	日本	590	4%
⑧	韓国	464	3%
⑨	南アフリカ	333	2%
⑩	ブラジル	285	2%
:			
	UPOV合計	15,081	100%

存続中の権利 (2021)

順位	国	存続中の権利数	全体に対する割合
①	欧州	29,587	19%
②	アメリカ	28,210	18%
③	中国	19,696	13%
④	ウクライナ	12,100	8%
⑤	オランダ	9,460	6%
⑥	日本	8,090	5%
⑦	ロシア	6,418	4%
⑧	韓国	5,999	4%
⑨	南アフリカ	3,482	2%
⑩	オーストラリア	2,694	2%
:			
	UPOV合計	155,122	100%

出典：UPOV理事会資料（暦年）

注：欧州（28カ国）は域内共通の品種保護制度を有する。

7 日本の植物品種審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結について

- 日本の種苗の輸出拡大には、海外において日本の種苗会社の有する植物品種の知的財産が保護されることが不可欠。
- 植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）に基づき、UPOV加盟国が審査を行う際には、他国での審査結果を活用できることとなっている。

日本の植物品種の海外における品種登録を促進するため、日本からの品種登録出願件数の多い国々のうち以下の15か国・地域との間で、**日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結**を行った。



オーストラリア



ブラジル
連邦共和国



ニュージーランド



スイス連邦



ベトナム
社会主義共和国



欧州連合
(EU)



ロシア連邦



ケニア共和国



メキシコ合衆国



イスラエル国



オランダ王国



トルコ共和国



カナダ

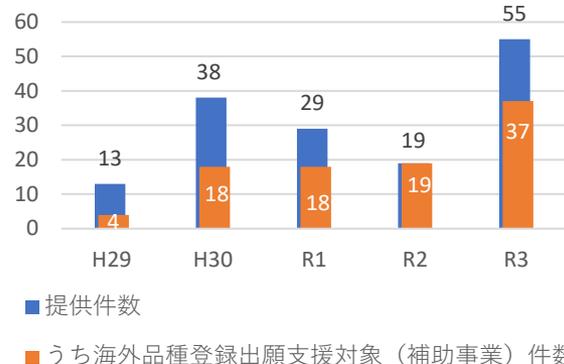


ペルー共和国



シンガポール
共和国

覚書に基づく審査結果提供件数



8 育成者権管理機関の検討

- 優良な品種の開発者である公的機関や中小種苗会社等では、登録品種の適切な管理が難しい現状。
- このため、育成者権者に代わって、専任的に知的財産権を管理し、ライセンスや侵害の監視・対応等を行う育成者権管理機関の設立を目指す。

対応の方向

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元する機能を果たす。
- まずは、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、2023年度から海外への品種登録や海外ライセンスの取組に着手し、早期の法人設立を目指す。

【育成者権管理機関のイメージ】

